

審決取消請求事件

[平成28年12月21日判決（知財高裁） 平成28年（行ケ）第10125号](#)

キーワード：意匠の類否判断／需要者／需要者の注意を惹く部分

担当 弁理士 秋岡範洋

1. 事案の概要

原告らは、本件意匠について意匠登録出願をしたが、拒絶査定を受けたため、これに対する不服の審判を請求した。特許庁は、「本件審判の請求は、成り立たない」との審決をしたため、原告らは、これを不服として審決取消訴訟を提起した。

2. 結論

審決取消

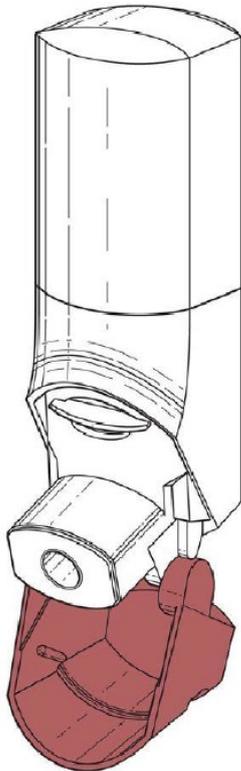
3. 本件意匠

意匠に係る物品：吸入器

出願番号：意願2014-7574

出願日：平成26年 4月7日

【斜視図1】



4. 引用意匠

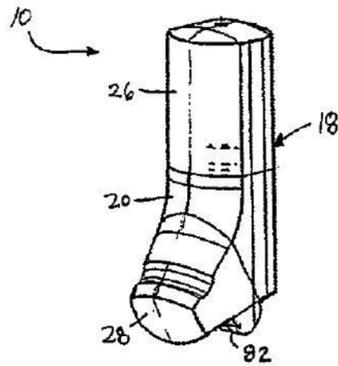
意匠に係る物品：薬剤吸入器

公開番号：特開2007-289716

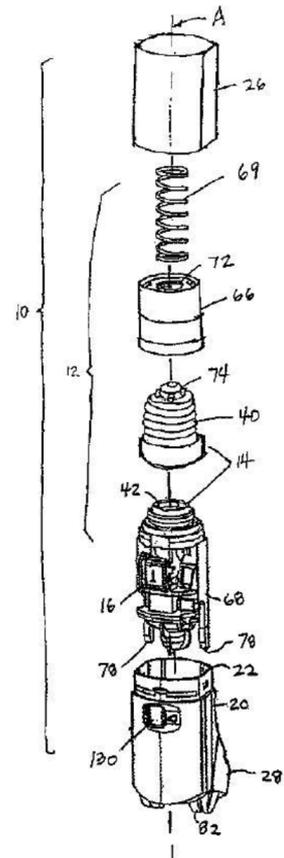
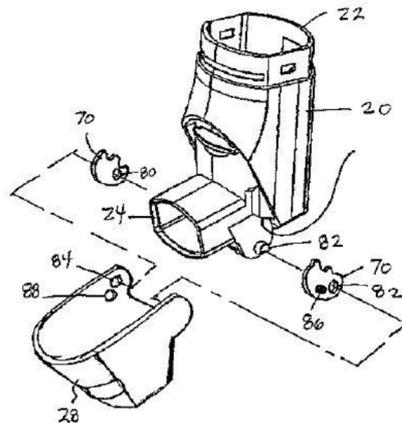
公開日：平成19年11月8日

【図1】

【図2】



【図9】



5. 争点

本件意匠が、引例意匠と類似するか否かが争われた。

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

(1) 意匠に係る物品は、本願意匠が「吸入器」、引用意匠が「薬剤吸入器」であり、いずれも使用者が本体部を持って、マウスピース部から薬剤を吸引するための吸入器に関する

ものである。したがって、その需要者は、当該薬剤を吸引する必要のある患者及び医療関係者である。

(2) 需要者である患者は、薬剤を必要とする際に吸入器を使用するものであって、その使用方法は、本体部を持って、マウスピース部を口にくわえて、薬剤を吸引するというものである。したがって、患者は、両意匠に係る物品を、このような使用状況に応じて観察するものということができる。

(3) 需要者である医療関係者は、患者が薬剤を適切に吸引できるよう、薬剤の性質に応じた吸引の機能を有しているか否か、患者の症状や属性に応じた使用が可能か否かという観点から、両意匠に係る物品を観察し、選択するものということができる。

(4) 需要者である患者及び医療関係者は、持ちやすさや使いやすさという観点からは、吸入器全体の基本的構成態様が需要者の注意を惹く部分であるとともに、薬剤の吸引という吸入器の機能の観点からは、患者が薬剤を吸引するマウスピース部の端部の形態が最も強く需要者の注意を惹く部分であるということができる。

(5) 本願意匠のマウスピース部の端部には、端壁が設けられ、その中央に円形孔が形成されている。しかも、本願意匠のマウスピースカバー一部は、着色されているから、マウスピース部に注意が向けられるものであって、さらに透明であることから、マウスピースカバーを開けたときも閉めたときも、その円形孔を観察することができる。そして、その円形孔は、本体部に貯蔵された薬剤を患者に噴出させる速度、方向等に影響を与えるのであるから、この点は、特に機能を重視する医療関係者に対し、強い印象を与えるものということができ、患者についても同様である。

(6) 本願意匠のマウスピース部の端部に端壁が設けられ、その中央に円形孔が形成されている点は、マウスピースカバー一部が透明で着色されていることと相まって、最も強く需要者の注意を惹く部分であり、本願意匠におけるこの点は、需要者である患者及び医療関係者の視覚を通じて起こさせる美感に大きな影響を与えるというのが相当である。

(7) したがって、本願意匠と引用意匠の相違点のうち、マウスピース部の端部について、本願意匠は、その中央に円形孔が形成された端壁を設けたものであるのに対して、引用意匠は、端壁がなく、単に筒状のまま大きく開口した点は、マウスピースカバー一部が透明で着色されていることと相まって、需要者である患者や医療関係者の注意を強く惹くものと認められ、異なる美感を起こさせるものであり、それ以外の共通点から生じる印象に埋没するものではないというべきである。

(8) よって、本願意匠は、引用意匠に類似するということとはできない。

以上